

○内閣府令第六十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の一部及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項第四号の二、第三条の十三第二号、第四条の二第三項（同法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）及び第七条第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(危害予防上必要な措置が執られている場所)</p> <p><u>第三条</u>の四 法第三条第一項第四号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所</p> <p>二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るクロスボウを用いて射撃を行う場合における当該射撃の用に供される場所（二に該当する者が射撃を行う場合にあつては、その場所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するものに限る。）</p> <p>イ 法令に基づき職務のためクロスボウを所持する者</p> <p>ロ 試験又は研究のためクロスボウを所持する国又は地方公共団体の職員</p> <p>ハ 法第四条第一項第三号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者</p> <p>ニ 法第三条第一項第十三号のクロスボウ製造事業者であつて、その製造（改造及び修理を含む。第八条第四号及び第五号において同じ。）に係るクロスボウ（クロスボウ製造事業者が修理をする場合にあつては、同項第十四号のクロスボウ販売事業者又は法第四条の規定による許可を受けて所持する者</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p>

から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持するもの(当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第十三号に定める場合に含まれる所持を含む。)

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 法第三条の十三第二号の内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る銃砲を用いて射撃を行う場合における当該射撃の用に供される施設(第五号に該当する者が射撃を行う場合にあつては、その施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するものに限る。)とする。

一 法令に基づき職務のため銃砲を所持する者

二 試験又は研究のため銃砲を所持する国又は地方公共団体の職員

三 法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者

四 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造に係る銃砲(猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、同法の猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は法第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持するもの(当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。)

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(拳銃を用いて射撃を行うものに限る。)

二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等(法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。)を用いて行う射撃の用に供される施設

イ 法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

ロ 試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ 法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造(改造及び修理を含む。)に係る拳銃等を業務のため所持するもの(当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。)

五 法第三条第一項第十一号の捕鯨用標識銃等製造事業者であつて、その製造に係る銃砲（捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、同項第十二号の捕鯨用標識銃等販売事業者又は法第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第十一号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の添付書類）

第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第二に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供す

（申請書の添付書類）

第十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供す

るためライフル銃を所持しようとする者（継続して十年以上法  
第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けてい  
る者を除く。）については、法第五条の二第四項第一号イ又は  
ロに掲げる者であることを明らかにした書類

〔五〇八 略〕

九 法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第五条第一  
号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証  
明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様  
式第十四号の試験又は研究の実施概要書

〔一〇七 略〕

〔二〇四 略〕

（推薦等）

第十二条 令第六条第二項、第七条第二項、第十条第二項、第十四  
条第二項、第十六条第二項、第十八条第二項、第十九条第二項又  
は第三十五条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者  
」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条  
第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項  
第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦  
を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその  
被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第  
一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国  
家公安委員会に送付するものとする。

〔二〇三 略〕

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

るためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条  
の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一  
項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く  
。）であることを明らかにした書類

〔五〇八 同上〕

九 法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一  
号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証  
明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様  
式第十四号の試験又は研究の実施概要書

〔一〇七 同上〕

〔二〇四 同上〕

（推薦等）

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一  
条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又  
は第二十八条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者  
」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条  
第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項  
第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦  
を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその  
被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第  
一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国  
家公安委員会に送付するものとする。

〔二〇三 同上〕

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条 令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2 令第十二条第二項第三号及び第三十四条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

「一・二 略」

3 令第十二条第二項第四号及び第三十四条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一 猟銃

イ 「略」

ロ 銃の全長（銃身又は銃床が折畳み式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折畳み、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。） 九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）

二 「略」

4 令第十二条第二項第五号及び第三十四条第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

（技能検定通知書）

第二十三条 令第二十七条第一項の規定により技能検定について必

第十九条 令第九条第二項第二号及び第二十七条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2 令第九条第二項第三号及び第二十七条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲（殺傷を含む。）の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

「一・二 同上」

3 令第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。） 九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）

二 「同上」

4 令第九条第二項第五号及び第二十七条第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

（技能検定通知書）

第二十三条 令第二十条第一項の規定により技能検定について必要

要な事項を通知する場合には、別記様式第二十三号の技能検定通知書を交付して行うものとする。

(技能講習通知書)

第二十七条 令第二十八条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

(許可の期間の延長)

第三十条 令第三十一条第二項の規定により許可の期間の延長を受けようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

〔条を削る。〕

(保管の委託を要しないこととなる空気銃の数)

第八十四条 令第三十九条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

(消音器)

第八十九条 令第四十条第一号の内閣府令で定める消音器は、銃砲の発射音を減殺するために製作された器具で、消音効果のあるものとする。

な事項を通知する場合には、別記様式第二十三号の技能検定通知書を交付して行うものとする。

(技能講習通知書)

第二十七条 令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

(許可の期間の延長)

第三十条 令第二十四条第二項の規定により許可の期間の延長を受けようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(危害予防上必要な措置が執られている場所)

第八十二条の四 法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

(保管の委託を要しないこととなる空気銃の数)

第八十四条 令第三十三条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

(消音器)

第八十九条 令第三十四条第一号の内閣府令で定める消音器は、銃砲の発射音を減殺するために製作された器具で、消音効果のあるものとする。

別表第一（第三条の四関係）

区分	措置
<p>クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。）又はクロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合</p>	<p>一 別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。</p> <p>二 危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。</p> <p>三 危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。</p>

「表を加える。」

	<p>前項に規定する場合 以外の場合においてク ロスボウで射撃をする とき。</p>
<p>四 標的の後方であつて、当該クロ スボウ射撃指導員の指導の内容を 勘案して発射された矢の到達する と認められる場所に、当該矢の衝 突による衝撃に耐えることができ る材質のものでできているバック ストップがあること。</p>	<p>一 別図に示す範囲の危険区域（矢 の軌道の全体が堅固な構造を有す る射屋によつて覆われており、こ れにより矢の到達する区域が縮減 される場合にあつては、当該危険 区域のうち、当該縮減される区域 を除いた区域。次号及び第三号に おいて同じ。）について、正当な 権原に基づいて関係者以外の者が 立ち入ることが禁止されているこ と。</p> <p>二 危険区域の周囲に貼り紙等を用 いて当該危険区域に立ち入つては ならない旨の表示がされているこ と。</p> <p>三 危険区域のうち発射された矢が 頻繁に通過する部分に、電線等の</p>

---

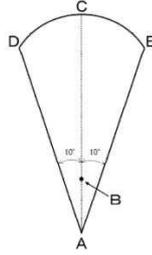
架設物がないこと。

四 標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

---

A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
A C	使用する矢の最大到達距離
弧 D E	A を中心とし、A C を半径とする弧
扇形 A D E	危険区域

別表第1の別図



別表第二（第十一条関係）

〔略〕

備考 「一〇六 略」

七 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一

別表第一（第十一条関係）

〔同上〕

備考 「一〇六 同上」

七 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一

月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては、令第十七条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

八 「略」

九 経歴書は、別表第二の別記様式のとおりとする。

十 射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十六条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十一 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が二以上である者は、別表第二に規定する申請人の写真の枚数にかかわらず、受けようとする認定の数に一を加えた枚数の申請人の写真を提出するものとする。

〔十二〕十四 略〕

月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

八 「同上」

九 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

十 射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十一 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が二以上である者は、別表第一に規定する申請人の写真の枚数にかかわらず、受けようとする認定の数に一を加えた枚数の申請人の写真を提出するものとする。

〔十二〕十四 同上〕

(表)

	期 間	銃 種 等	処 理 結 果
	猟銃等又はクロスボウ所持歴	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
犯 歴	年 月	犯 歴 の 内 容	
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病氣、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたこと 有・無			

- 備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
- 2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
- 3 在所歴欄には、直前10年間の在所歴を記載すること。
- 4 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
- 5 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄申請期間には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
- 6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第2の別記様式

(表)

経 歴 書

年 月 日

申請人氏名

	期 間	勤 務 先 ・ 職 務 内 容	
	職 歴	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
住 所 歴	年 月 日から 年 月 日まで	期 間	住 所
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

(表)

	期 間	銃 種 等	処 理 結 果
	猟銃等又はクロスボウ所持歴	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
犯 歴	年 月	犯 歴 の 内 容	
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病氣、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたこと 有・無			

- 備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
- 2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
- 3 在所歴欄には、直前10年間の在所歴を記載すること。
- 4 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
- 5 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄申請期間には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
- 6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第1の別記様式

(表)

経 歴 書

年 月 日

申請人氏名

	期 間	勤 務 先 ・ 職 務 内 容	
	職 歴	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
住 所 歴	年 月 日から 年 月 日まで	期 間	住 所
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

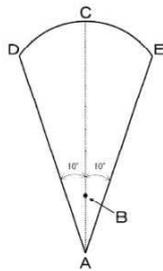
「表を削る。」

別表第二（第八十二条の四関係）

区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。）又はクロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合	一 別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。 二 危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。 三 危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の

	<p>前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。</p>
<p>四 標的の後方であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢の到達すると認められる場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができずる材質のものでできているバックストップがあること。</p>	<p>一 別図に示す範囲の危険区域（矢の軌道の全体が堅固な構造を有する射屋によつて覆われており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。</p> <p>二 危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入つてはならない旨の表示がされていること。</p> <p>三 危険区域のうち発射された矢が</p>

別表第2の別図



A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
A C	使用する矢の最大到達距離
弧 D E	A を中心とし、A C を半径とする弧
扇形 A D E	危険区域

四 頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。

標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

(1面)

注 意 事 項

- 1 猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

第 29 号 (第31条関係)

17.6センチメートル

(裏表紙) (表紙)

12.5センチメートル

猟 銃 ・ 空 気 銃  
所 持 許 可 証

(1面)

注 意 事 項

- 1 猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

第 29 号 (第31条関係)

17.6センチメートル

(裏表紙) (表紙)

12.5センチメートル

猟 銃 ・ 空 気 銃  
所 持 許 可 証

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原 許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日 印		
許 可 番 号	第 号		
確 認	年 月 日 印		
有 効 期 間	年の誕生日まで		
更 新 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間		
種 類		銃 番 号	
型 式		銃 の 全 長	センチメートル
商 品 名 等		銃 身 長	センチメートル
口 (番) 径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び 充てん可能弾数	
		適 合 実 (空) 包	
特 徴	替 え 銃 身		
用 途			

(2面)

許可証番号	第	号
原 交 付	年 月 日	
交 付	年 月 日	
本 籍		
住 所		
氏 名	写 真	押し出し スタンプ
公安委員会 印		

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原 許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日 印		
許 可 番 号	第 号		
確 認	年 月 日 印		
有 効 期 間	年の誕生日まで		
更 新 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間		
種 類		銃 番 号	
型 式		銃 の 全 長	センチメートル
商 品 名 等		銃 身 長	センチメートル
口 (番) 径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び 充てん可能弾数	
		適 合 実 (空) 包	
特 徴	替 え 銃 身		
用 途			

(2面)

許可証番号	第	号
原 交 付	年 月 日	
交 付	年 月 日	
本 籍		
住 所		
氏 名	写 真	押し出し スタンプ
公安委員会 印		

(27面)

(記載事項変更欄)		
届 年 月 日	変 更 事 項	公 安 委 員 会 印

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更 新	年 月 日	年 月 日 回
	許 可 番 号	第 号
	有 効 期 間	年の誕生日まで
抹 消	年 月 日	年 月 日
	理由及び熟練等の処分状況	
許 可 の 条 件		年 月 日

(27面)

(記載事項変更欄)		
届 年 月 日	変 更 事 項	公 安 委 員 会 印

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更 新	年 月 日	年 月 日 回
	許 可 番 号	第 号
	有 効 期 間	年の誕生日まで
抹 消	年 月 日	年 月 日
	理由及び熟練等の処分状況	
許 可 の 条 件		年 月 日

備考 表中「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(28面)

(検 査 欄)			
検 年	査 月 日	検 査 者 印	特 記 事 項

- 備考 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。  
 2 用紙は、洋紙とすること。  
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の裏紙又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。  
 4 2面の原交付年月日には、裏紙又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。  
 5 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、法第5条の2第4項第1号イ、ロ又はハのいずれに該当するかを用途欄に記載すること。  
 6 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。  
 7 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

(28面)

(検 査 欄)			
検 年	査 月 日	検 査 者 印	特 記 事 項

- 備考 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。  
 2 用紙は、洋紙とすること。  
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の裏紙又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。  
 4 2面の原交付年月日には、裏紙又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。  
 [加える。]  
 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。  
 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができ  
る。